

# おおいた高校生交通安全S－1グランプリ2024実施要綱

※S=Safety

## 1 趣旨

県内の高校生を対象に、交通安全をテーマとする動画を募集し、動画制作を通じて「交通安全を考える場」を提供するとともに、入賞作品をテレビCMやSNS等で放映することで県民の交通安全意識の高揚を図ります。

## 2 テーマ（いずれか一つを選んで作成してください。）

- A 横断歩道での交通ルールの遵守とマナーアップの推進
- B 自転車の安全利用の促進
- C 高齢者の交通事故防止

## 3 募集期間

令和6年6月1日（土）～令和6年9月6日（金）

## 4 応募資格

令和6年6月1日現在、大分県内の高等学校（特別支援学校（高等部に限る）を含む。）又は高等専門学校（第一学年から第三学年までの者に限る）に属するグループ（生徒会・委員会・部活動など活動単位のほか、任意のグループも可、なお活動単位内で複数のグループに分けて応募することも可）とします。

応募作品は、応募1グループにつき1作品となります。

なお、作品制作に当たっては、必ず担当教諭（生徒指導担当教諭、部活動顧問など、1名の教諭が複数のグループを担当することも可）を設定し、応募段階から担当教諭に相談の上、学校を通じて応募してください。

## 5 応募方法

(1) 応募用紙に必要事項を記載し、作品とともに提出してください。なお、応募用紙はチラシ裏面の応募票、又は、大分県警察ホームページから応募用紙をダウンロードしたものを使用して下さい。

(2) 制作した動画（mp4形式、フルハイビジョン、1920×1080、縦横比16×9サイズとする。）は電子媒体（DVD）に記録の上、大分県警察本部交通部交通企画課安全係に応募用紙とともに提出又は郵送してください。

### ア 提出の場合

受付時間 平日 午前9時から午後5時まで

### イ 郵送の場合

宛先 〒870-8502

大分県大分市大手町3丁目1番1号  
大分県警察本部交通部交通企画課安全係

- (3) 記録に必要な電子媒体（DVD）は、制作者で用意してください。提出された電子媒体は返却しません。
- (4) 応募締切  
令和6年9月6日(金)必着

## 6 注意事項

- (1) 動画撮影について
- ア 動画は15秒で制作してください。
- イ 表現方法（実写、アニメ、CG、スライド等）は問いません。
- ウ 必ず、応募者によるオリジナル作品で未発表のものとしてください。
- エ BGMを使用する場合は、オリジナル楽曲または著作権フリーの音楽としてください。  
著作権上問題のある楽曲使用が判明した場合は、失格とします。
- オ 道路交通法やその他の法令を遵守してください。例えば、公道で自転車二人乗りをしたり、スマートフォンで通話しながら運転する行為等の道路交通法違反や法令上又は管理者により立ち入ることを禁じられている場所での撮影は失格となります。
- カ 公道で撮影する場合は、道路使用許可を管轄警察署で取得し、応募票に許可番号を記載してください。（管轄警察署で取得）
- キ 出演者には必ず承諾を得てください。出演者でなくとも、容姿が映り込んでいる場合はその方の承諾も得てください。
- ク 作品中の言語表現は日本語とします。他言語を使用する場合は、日本語訳の字幕を付けてください。
- ケ 動画編集ソフト、アプリ等による動画の加工及び編集は自由です。
- コ テレビCMとして放映する場合はTV規格に準じて映像・音声等を編集することができます。
- (2) 応募作品について
- ア 受賞作品は広く公開されることになりますので、個人の氏名、居住地等個人情報が特定されることがないように十分確認の上、応募してください。
- イ 作品応募に係る一切の費用は応募者負担となります。
- ウ 作品の使用権及び著作権は事務局（大分県警察本部交通部交通企画課安全係）に帰属し、入賞作品等は大分県警察公式SNS等で配信とともに、入賞作品はテレビCMで放映します。その他、営利目的以外の用途で二次利用（複製、編集、上映、頒布等）を行います。

エ 応募作品が以下の内容に該当する場合は、審査対象外とし、大分県警察は一切責任を負いません。

- ・ 第三者の著作権、肖像権、その他第三者の権利を侵害するもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 立入禁止、撮影禁止場所等で撮影したもの
- ・ 応募者以外が撮影したもの
- ・ 他の動画サイト等で公開されている模作と判断されるもの
- ・ 営利を目的とした情報提供、広告宣伝又は勧誘行為に当たるもの
- ・ 個人、企業、団体等になりすましたもの
- ・ 本コンテストの適正な運営を妨げるもの
- ・ その他主催者が不適切と判断するもの

オ 不正等が発覚した場合、当該作品を大分県警察公式SNS等から削除するとともに表彰を取り消します。

## 7 審査

9月中旬に、事務局(大分県警察本部交通部交通企画課)が指名する審査員による審査会を実施します。

応募作品が多数（20作品以上）の場合、一部審査員による事前審査を行うことがあります。

各審査員の採点結果の合計により各賞を決定します。

なお、審査結果の見直し請求は受け付けません。

## 8 入賞作品発表及び表彰式

- (1) 審査結果は入賞者のみ、大分県警察公式ホームページに掲載します。
- (2) 表彰式の日程は、入賞者に別途通知します。

## 9 表彰

- |            |      |               |
|------------|------|---------------|
| (1) グランプリ  | 1 作品 | 表彰状及び商品券10万円  |
| (2) 準グランプリ | 1 作品 | 表彰状及び商品券 5 万円 |
| (3) 特別賞    | 5 作品 | 表彰状及び商品券 1 万円 |

## 10 個人情報の取り扱いについて

応募により得た個人情報は事務局において厳重に管理し、作品の審査及び広報啓発に必要な範囲で使用します。

## 11 その他

- (1) この要綱は予告なく変更する場合があります。

- (2) 応募方法や動画制作の不明点は事務局へお問い合わせください。
- (3) 作品に不備（画質不良、不適切な表現、公道での許可のない撮影等）があり、修正が必要な場合は、事務局から再提出を依頼することがあります。ただし、令和6年8月30日（金）以降に提出された場合、期日の関係から再提出を認めず、審査対象外となることがあります。

12 実施機関

大分県警察

13 事務局

〒870-8502

大分県大分市大手町3丁目1番1号  
大分県警察本部交通部交通企画課安全係

電話 097-536-2131

FAX 097-532-3594

E-mail s64000@pref.oita.jp